

第3回 CCS事業・国内法検討ワーキンググループ
みなし物権について

みなし物権とは

- 物権： 私人間の契約で設定される私法上の権利
- みなし物権： 行政的行為によって設定される物権であり公法上の地位（公権）
⇒ これを私人間で生じる私権たる物権とみなす必要があるために、物権と「みなす」

- 物権法定主義（民175）： 物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創設することができない

現行の物権とみなし物権

民法	所有権		物権
	地上権、永小作権、地役権、入会権	...用益物権	
	留置権、先取特権、質権、抵当権	...担保物権	
商法	各種の商事留置権		...担保物権
特別法	採石法	採石権	...用益物権
	(各法 ¹)	各種財団抵当権、動産先取特権、動産抵当権	...担保物権
	鉱業法	鉱業権、粗鉱権	みなし物権
	漁業法	漁業権、入漁権	
	特定多目的ダム法	ダム使用权	
	PFI法 ²	公共施設等運営権	
国有林野管理経営法 ³	樹木採取権		

¹ 工場抵当法、鉱業法、鉄道抵当法、企業担保法、農業動産信用法、自動車抵当法、航空機抵当法、建設機械抵当法など

² 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

³ 国有林野の管理経営に関する法律

各みなし物権の創設時期

1896(M29)	民法	
1905(M38)	明治鉱業法	鉱業権(「鉱業権はこれを物権とし」)
1910(M43)	明治漁業法全文改正	漁業権
1949(S24)	漁業法	
1950(S25)	鉱業法	鉱業権(「鉱業権は、物権とみなし」)
	採石法	採石権
1957(S32)	特定多目的ダム法	ダム使用権
2000(H12)	大深度地下使用法 ¹	
2014(H26)	PFI法改正	公共施設等運営権
2018(H30)	再エネ海域利用法 ²	
2019(R元)	国有林野管理経営法改正	樹木採取権

※網掛けのものは、みなし物権ではない。ただし、採石法には、土地の所有者等が採石権の設定に同意しないときの、経済産業局長決定による採石権の強制設定の制度がある。

¹ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法

² 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

みなし物権を創設するには

- みなし物権設定の源泉： 行政主体が有する所有権、公物管理権その他の権原
- 物権とする必要性

みなし物権を創設するには

■ みなし物権設定の源泉： 行政主体が有する所有権、公物管理権その他の権原

鉱業権

- 鉱物資源¹は私有の土地権利の権能から除外されている(鉱業法6条、7条)。
- 「国は、まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦与する権能を有する」(同2条)。

漁業権

- 漁業法²に基づき、都道府県知事は、管轄を有する海面・内水面について漁場計画を定め、当該海区・内水面に設定する漁業権について、漁場の位置及び区域、漁業の種類、時期、漁業権の存続期間等を定める(漁業法62条、67条)。
- 都道府県知事は、この計画の内容と異なる漁業権の申請を免許してはならない(同71条2号)。

ダム使用権

「ダム使用権は、公物管理権に基づいて設定される。ダム使用権は、河川の効用そのものを利益享受の内容とし、公物の支配を権利の内容としているので、公物管理権に基づかずしては設定されない。」
(国宗正義・建設省計画局総務課長「[ダム使用権の性格](#)」(水利科学研究所「水利科学」2巻4号13頁、1958年))

公共施設等運営権

「公共施設等運営権は管理者等が有する公共施設等の所有権のうちから、公共施設等の運営等を行い利用料金を収受する(収益を得る)権利を切り出したものである。」
(「[公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン](#)」6-1の2.(1))

樹木採取権

「樹木採取権は、国有林野の一定の区域(樹木採取区)に生育する樹木を、一定の期間、採取できる権利であり、鉱業権や漁業権と同様、物権とみなす。樹木採取区において、国の所有に属する樹木を伐採し、及び取得(=採取)することにより、自己の所有に移すことを権利内容とする。」

(林野庁「[樹木採取権制度ガイドラインの概要](#)」(令和2年4月))

¹ 公物であるためには有体物であることが必要条件なので、利用の結果消費される鉱物は公物ではない(ただし、例外として河川の流水)。

² 漁業法は、公共の用に供する水面と、公共の用に供しないが公共の用に供する水面と接続して一体を成す水面に適用される(漁業法3条、4条)。

みなし物権を創設するには

■ 物権とする必要性

■ 物権の本質

- 物を直接に支配しうる権利、ないしは物について直接に利益を享受しうる権利
- 絶対権： 物権者以外の不特定多数の一般第三者に対し不可侵義務を負わせる権利
- 排他性： いったん物の上に物権が成立して支配が確立すると、同一物にこれと両立しえない支配を目的とする物権は適法に成立することができない → 登記・占有などの公示方法が必要となる

■ 物権の効力

• 優先的効力

- 物権相互間： 互いに両立しえない物権相互間では、時間的に先に成立したものが優先する(例外あり)
- 対債権：
 - 一定の物に対して債権と物権とが成立するときは、物権が優先する(例外あり)
 - 一般債権者が破産または強制執行の手段に訴えたときも、物権が優先する

• 物権的請求権

- (返還請求権)
- 妨害排除請求権
- 妨害予防請求権

■ 金融上の便宜 抵当権設定が可能

■ 条文経済 債権として構成したうえで物権化を図るための関係規定を全て書き下すことを避ける

■ 公示方法 登記ではなく登録(不動産登記法と同法に基づくシステムの修正を要しない)

「貯留事業権」のみなし物権化

- みなし物権設定の源泉： 行政主体が有する所有権、公物管理権その他の権原

鉱業法に倣うと…

(国の権能)

「国は、~~まだ掘採されない鉱物~~地下に存在するCO2貯留可能地質構造について、これを掘採し、及び取得する権利これにCO2を圧入し、及び貯留する権利を賦与する権能を有する。」?

- 「CCS事業法」の適用範囲？(陸域+海域？ cf. 大深度地下使用法)

■ 物権とする必要性

- 物権の効力
 - 優先的効力
 - 物権的請求権
- 金融上の便宜
- 条文経済
- 公示方法

参考資料(p.2関係)

鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)

(性質)

第十二条 鉱業権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

(漁業権の性質)

第七十七条 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二編第九章の規定は個別漁業権に、同編第八章から第十章までの規定は団体漁業権に、いずれも適用しない。

特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)

(性質)

第二十条 ダム使用权は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)

(性質)

第二十四条 公共施設等運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

国有林野の管理経営に関する法律(昭和二十六年法律第二百四十六号)

(性質)

第八条の十五 樹木採取権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

参考資料(p.5関係)

鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)

(国の権能)

第二条 国は、まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦与する権能を有する。

(租鉱権)

第六条 この法律において「租鉱権」とは、設定行為に基き、他人の鉱区において、鉱業権の目的となつている鉱物を掘採し、及び取得する権利をいう。

(鉱物の掘採及び取得)

第七条 まだ掘採されない鉱物は、鉱業権によるものでなければ、掘採してはならない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。一 可燃性天然ガスを営利を目的としなくて、単に一家の自用に供するとき。

二 鉱業権の目的となつていない石灰石、ドロマイト又は耐火粘土を営利を目的としなくて、単に一家の自用に供するとき。

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

(適用範囲)

第三条 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。

第四条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

2 海区漁場計画においては、海区(第三百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。)ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間(第七十五条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。)

ホ 区画漁業権については、個別漁業権(団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。)又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区(自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第七十二条及び第六十六条第四項において同じ。)

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域 (後略)

第二款 内水面漁場計画

第六十七条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

2 第六十二条第二項(第一号に係る部分に限る。)、第六十三条第一項(第六号を除く。)及び第二項並びに第六十四条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「海区(第三百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。)」ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第六十四条第六項中「免許予定日及び第九九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

(免許をしない場合)

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。(中略)

二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。

参考資料(p.6関係)

「漁業権は物権とみなされる。漁業権は、漁業を営む権利であり、有体物を直接支配し、使用収益し得る権利である民法上の物権とその本来的な性質は異なるものであるが、

- ① 定置網漁業権及び区画漁業権については、これらの漁法が水面を占有するという性質上、第三者の妨害を排除する必要があることから、物権的請求権の付与により法律上の権利の保護を強化することを目的として、
- ② 共同漁業権については、漁業協同組合又は漁業組合連合会に免許して、その管理をその漁業に依存する関係地区の漁業者による規制に委ね、その団体的な規制を第三者に侵されることがないように、物権的請求権の付与により法律上の権利の保護を強化することを目的として、

これらを民法上の物権と同一視し、民法上の物権に生ずるものと同様の法律効果を生ずることとしたものである。また、水面の利用は物の中でも土地の利用と形態が近いので、物権についての規定のうち土地に関する規定を準用することとしたものである。」

(漁業法研究会「逐条解説漁業法」大成出版社 2021年 235頁)

「漁業権は物権とみなされており、金融上の観点からみなし物権とされ(明治34年漁業法)、この効果として物権的請求権が確立しています。」

(九州漁業調整事務所Webサイト[漁業権について:九州漁業調整事務所\(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp))

「多目的ダムの重要な経済効果を享受しようとするれば、水利権(流水占用権)を有するほかにここにいうダム使用権をもたなければならない(ダム法3条)。「ダム使用権の設定予定者たらんとする者は、河川総合開発の目的に適合するほか所定の要件を具備しなければならず、その予定者は、ダム建設費を所定のアロケーションに従って負担することを法律上要求される(ダム法5条、7条、15条)。」

(国宗正義・建設省計画局総務課長「[ダム使用権の性格](#)」水利科学研究所「水利科学」2巻4号 1958年 13頁)

「加えて、運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定、減価償却等による資金調達の円滑化等が図られることが期待される。」

「運営権制度においては、公共施設等に係る公共サービスの安定的継続的な提供を確保しつつ、運営権を移転可能なみなし物権として抵当権等の目的となることとすることにより、運営権者による金融機関等からの資金調達を含め、運営事業を円滑に実施する環境を整備することが意図されていることに鑑み、」

(「[公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン](#)」6-1の2.(1)及び14(1)の2(1))